



国家戦略としての循環経済への移行



環境省 環境再生・資源循環局 次長
角倉 一郎

はじめに、この度の令和6年能登半島地震により亡くなられた方々に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。施設の早期復旧に対応いただいております。また、御協力をいただいた皆様に、心より感謝申し上げます。環境省では、災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に進むことにより早急に災害復旧が進むよう、引き続き全力で支援してまいります。

また、世界中で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、昨年（令和5年）5月に、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となりました。この3年余り、廃棄物処理に携わる皆様が強い責任感を持ち、困難な状況の下でもエッセンシャルワーカーとして感染対策と廃棄物処理事業の継続の両立を図っていただいたことに、敬意を表しますとともに、改めて感謝申し上げます。

待ったなしの気候変動問題、各国における資

源循環の取組強化や企業の再生材需要の拡大、地方経済の衰退など、我が国は様々な課題に直面しております。資源循環と成長の好循環を目指す「循環経済」（サーキュラーエコノミー）への移行は、そうした諸課題の解決策となり得るものだと考えております。循環経済への移行は、資源の採掘・加工から廃棄に至るライフサイクル全体の温室効果ガス排出の削減につながり、ネットゼロ（温室効果ガス排出実質ゼロ）に貢献するものであり、更には国内での資源循環や再生材の利用を通じて、経済安全保障や産業競争力の強化にも資するものだと考えています。また、日本には、先進的な廃棄物処理・リサイクル企業が各地に立地しており、こうした企業がものづくりを行う企業と連携して地域に密着した資源循環の取組を進めることで、地方創生にもつなげていくことができます。循環経済への移行は、国家戦略として取り組むべき課題であり、循環経済関連ビジネスの市場規模を、





2021年時点の約50兆円から2030年までに80兆円以上にするとの目標の下、様々な施策を実施していきます。

まず、新たな循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）の策定です。循環基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づく政府計画であり、おおむね5年ごとに見直すこととされています。そのため、現在、平成30年に策定した現行の循環基本計画の見直しを進めており、新たな循環基本計画の令和6年夏頃の閣議決定を目指しています。新たな循環基本計画では、循環経済への移行を通じたネットゼロ・ネイチャーポジティブの実現や経済安全保障・産業競争力強化・地方創生への貢献について盛り込むとともに、令和4年9月に策定した循環経済工程表を踏まえ、循環経済への移行に向けた施策の方向性や数値目標を明記することを目指しています。

また、昨年（令和5年）6月には、廃棄物処理法に基づく基本方針である「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を変更するとともに、2023年度から2027年度までを計画期間とする廃棄物処理施設整備計画を閣議決定しました。同計画では、廃棄物処理施設整備の方向性として、災害時も含めた持続可能な適正処理の確保に加え、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化や循環型社会の実現に向けた資源循環強化の視点を盛り込みました。この計画等に基づき、循環型社会形成推進交付金やエネルギー対策特別会計を活用した事業等により、脱炭素化や災害対策にも資する施設整備を推進していきます。



さらに、脱炭素化と再生資源の質・量の高度化に向けた制度的対応についても、現在検討を進めているところです。今後、この検討結果を踏まえて、資源循環システムの高度化のための制度的・予算的な措置等を進めることとしています。

加えて、汚水処理については、現在、全国各地で下水道区域の見直しが進んでいるところであり、汚水処理の概成に向けて、今後、浄化槽の更なる普及拡大が見込まれます。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を一層推進するため、特定既存単独処理浄化槽の判断基準を明確化し適用実績の拡大につなげるべく、環境大臣指針の見直しに向けた検討を開始します。また、保守点検・清掃・法定検査など、浄化槽の適正な維持管理の確保についても課題となっている中、浄化槽台帳の整備・活用に向けて引き続き支援を行うほか、令和5年度補正予算では、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減支援の対象を個人設置型浄化槽にも拡充したところであり、これらの支援を通じて、浄化槽の維持管理向上にしっかりと取り組んでまいります。

また、東日本大震災からの復興・再生については、環境省にとって最重要の課題の一つです。特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の除染や家屋等の解体、福島県内の除去土壌等の最終処分や再生利用、未来志向の環境施策等をしっかりと推進してまいります。

今後とも、環境再生・資源循環行政の一層の推進のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。